

事務事業評価(令和5年度決算) 事業一覧

所属名 環境下水道部環境対策課

番号	事業名	R5決算 事業費(千円)
1	行政の福祉化推進事業（飼犬登録及び狂犬病予防事業）	62
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和5年度決算 事務事業評価書

所属	環境下水道部環境対策課
会計	一般会計

事務事業名	行政の福祉化推進事業(飼犬登録及び狂犬病予防事業)		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策25_環境	主な取組	その他

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	狂犬病予防法では犬の所有者に対し、危険な事故や病気のまん延を防止し、問題発生時の対応を迅速かつ的確にするために、狂犬病の予防注射と犬の登録が所有者に義務づけられており、その推進業務を犬の所在する市町村が管轄することとしている。 犬の登録・狂犬病予防注射済票交付業務については、すでに民間委託しているが、官民連携による徹底的な効率化に基づき、狂犬病予防注射の接種推進業務の一部を委託する。	
		目 標 (事務事業の目指す方向性)	「狂犬病予防注射案内通知書」(封筒)へ印刷用紙の四つ折り及び封入・封緘作業」を福祉事業所へ委託することにより、業務の効率化及び障がい者の就労機会拡大を図る。	
		実 施 内 容	「狂犬病予防注射案内通知書」(封筒)へ印刷用紙の四つ折り及び封入・封緘作業を福祉事業所へ委託する。	
	期 間	継続的事业	令和4年度～	

	令和5年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和5年度 決算		
事業費 (単位：千円)	62	62	委託料	委託料	62

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	引き続き、狂犬病予防のため、効率的に事務を執行するとともに、可能な限り障がい者就労機会の拡大を図る。
-----------------------	----	--

事務事業評価(令和5年度決算) 事業一覧

所属名 環境下水道部廃棄物対策課

番号	事業名	R5決算 事業費(千円)
1	火災廃棄物処理事業	124
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和5年度決算 事務事業評価書

所属	環境下水道部廃棄物対策課
会計	一般会計

事務事業名	火災廃棄物処理事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策25_環境	主な取組	1. ごみの減量化・資源化・適正処理の推進

概要	目的	本市では、火災ごみは多量排出ごみの収集として、現地まで引取りに行き、家屋を除いた家財等について無料で処分をしているところである。 今般、り災者の生活の早期回復に寄与するため、家屋部分の火災廃棄物についても、15トンを上限に、一般廃棄物として無料で受入、処理を行っている。 なお、財源についてはがんばる守口助け合い基金を活用する。	
	目標 (事務事業の目指す方向性)	この事業の実施により、火災により被災された方の早期の生活再建に寄与することを目的とする。	
	実施内容	火災廃棄物の処理については、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみに選別し、可燃ごみは組合での焼却処理、粗大ごみは粗大ごみ処理業務委託による処理、不燃ごみは大阪湾フェニックスセンターでの埋立処分により行う。	
	期間	継続的事業	令和4年度～

事業費 (単位：千円)	令和5年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和5年度 決算		
			委託料	その他委託料	124
6,729	124				

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	火災により被災された方の早期の生活再建に寄与するため、引き続き継続して実施する。 なお、予算規模については、適正化が必要。
-----------------------	----	--

事務事業評価(令和5年度決算) 事業一覧

所属名 環境下水道部下水道課

番号	事業名	R5決算 事業費(千円)
1	検査業務委託事業	13,721
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和5年度決算 事務事業評価書

所属	環境下水道部下水道課
会計	特別会計

事務事業名	検査業務委託事業		
第6次総合基本計画における位置づけ	施策22_上下水道	主な取組	1. 災害に強い上下水道の整備

概要	目的	エビデンスに基づく必要性 (背景や現状、課題からの必要性)	市内の住宅等の建築の際に必要な排水設備の設置については、守口市下水道条例第7条に基づき市の検査を受けなければならない。 住宅等の建築に伴う各種申請については、長期間にわたり協議等が必要であるが、申請に対して専門知識を有する担当職員が固定化されていたため、対応する技術力の維持が課題であった。 民間委託することで技術力の確保を維持し、また、検査や協議の窓口を一本化し効率化を図る。	
		目 標 (事務事業の目指す方向性)	検査や協議の申請窓口を一本化することで、申請者に対し、分かり易い申請方法や適切な検査実施を目標とする。	
	実 施 内 容		(1)現地調査・検査業務(書類確認含む) ・排水設備計画確認申請 ・公共下水道施設築造工事施工承認申請 ・守口市開発行為指導要綱第4条第1項の規定による事前協議 ・建築基準法第43条第2項第2号許可に伴う事前協議 (2)各種支援業務 ・特定都市河川浸水被害対策法及び大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例にかかる雨水流出抑制に関する協議及び指導内容の助言、並びに回答案の作成 ・道路(国道、府道)等占用申請書案の作成 ・排水設備工事等検査申請書の内容確認 ・公共下水道施設築造工事施工承認申請 書の内容確認 ・守口市開発行為指導要綱第4条第1項の規定による事前協議についての回答案の確認 ・建築基準法第43条第2項第2号許可に伴う事前協議についての 回答案の確認 ・委託者(市担当者)の事務引継ぎに関する業務	
	期 間	継続的事業	令和4年度～	

	令和5年度		事業費の内訳		
	予算	決算	令和5年度 決算		
事業費 (単位：千円)	13,721	13,721	委託料		13,721

今後の事務事業の方向性 (行革担当)	継続	引き続き、業務委託により、市内の住宅等の建築の際に必要な排水設備の設置に係る検査・支援の技術力を維持するとともに、適正かつ効率的に事務を執行する。
-----------------------	----	---